

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づくフィルタリング推進業務を行う者の登録等に関する省令案に対して提出された御意見及び考え方

No.	意見申出者	提出された御意見の概要	考え方
1	個人1	<p>青少年の為のネット・フィルターについての省令を拝読させて頂きましたが、ネット・フィルターを掛けられる条件についての記載がございません。</p> <p>現在のマスコミ報道や新聞ですら、偏向報道や捏造報道のオンパレードで政治的公平性を欠き放送法が遵守されているのか甚だ疑問であります。</p> <p>このネット・フィルターの導入によって自由な言論の場としてのインターネットの存在が脅かされないか、中国のインターネット規制のように特定の団体にとって不都合な情報が検索できないようになるのではないかと非常に懸念しております。放送法の取締りが出来ない現在にあっては、このネット・フィルターの導入は早すぎるのではないのでしょうか。</p> <p>青少年の為のネット・フィルターとは何か。また、なぜ早期に必要とするのか、ご説明をお願いしたいと思っております。</p>	<p>本省令案は、法により委任されている「フィルタリング推進機関」の登録手続に関する事項等について必要な規定の整備を行うためものです。</p> <p>また、法は青少年に青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを利用させるかについて、保護者の判断に委ねております。</p>
2	個人2	<p>1. 登録の際の提出書類に、「③申請者が法第24条第3項各号のいずれにも該当しない者であることを説明した書類」とありますが、具体的にどのような書類なのか（どのような説明をすれば良いのか、しかるべき機関で発行していただけるのかどうか）の記載がございませんでしたので、その記載があれば良いと思われま。</p>	<p>省令案第2条第2項第3号に規定する書類とは、申請者が法第24条第3項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約した書面となります。</p> <p>御指摘を踏まえ、条文を修正いたします。</p>

3	個人2	<p>2. フィルタリングをするためにはフィルタリングの対象になる Web サイトの基準が明確になっている必要があると思います。そのためには、登録の際の提出書類の中の、「⑥法第24条第4項第2号ロに規定する文書」に「申請者の連絡先・フィルタリングの基準の公表についての同意書」、もしくはそれに同等の書類を追加した方が良いと思われます。</p>	<p>フィルタリング推進機関の業務とは、法第24条第1項の規定の通り、①青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと、②青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進を行うこと、であり、フィルタリングの基準を策定することは含まれておりません。</p>
4	個人2	<p>3. 申請者が外国人の場合、その外国の基準・思想に基づいたフィルタリングを国民が知らない間にされる恐れがあるため、その申請者の「出身国の公表についての同意書」を登録の際の提出書類に追加した方が良いと思われます。</p> <p>4. フィルタリング業務を行う法人の役員に外国人が含まれている場合、3と同様にその外国の基準・思想に基づいたフィルタリングを国民が知らない間にされる恐れがあるため、申請者が法人・その他団体の場合でも役員全員の住民票もしくは外国人登録原票の写しと、3と同様の書類を提出書類に追加した方が良いと思われます。</p>	<p>フィルタリング推進機関の業務とは、法第24条第1項の規定の通り、①青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと、②青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進を行うこと、であり、フィルタリングの基準を策定することは含まれておりません。</p> <p>また、法は、どのような青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを青少年に利用させるかについて、保護者の判断に委ねております。</p> <p>したがって、御指摘の書類は必要ないと考えます。</p>
5	個人2	<p>5. 一旦フィルタリング業務の休止をした業者が、知らない間に業務を再開していたという事態を防ぐために、休</p>	<p>フィルタリング推進業務を休止する際には、その期間を届け出ることとされているほか、届出違反の</p>

		<p>廃止の届出と同様に、再開の届出も義務付けた方が良いと思われます。</p>	<p>場合には、フィルタリング推進機関の登録取消しがあり得ます。</p> <p>また、フィルタリング推進業務として法第24条第1項に規定されている業務は、登録を受けなくても行うことができることから、御指摘の届出は不要と考えます。</p>
6	個人3	<p>青少年をインターネットの脅威から守る事は大変有意義ですが、利用者は青少年に限られる訳ではありません。少ない利用者の方を守るのであればそちら側を教育すべきであり、インターネット自体を規制してしまう事はその良さを損なう事につながります。我々も子を持つ親ですから、子供には十分その危険性を教育します。インターネットは最後の市民の声です。規制すべきではありません。その足がかりになるであろうこの法令案に「強く反対」致します。</p>	<p>今回の意見募集の対象外ですが、法は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、国及び地方公共団体はインターネットにおける特性に配慮しつつ民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することを旨として施策を推進すべきこととしており、これに基づき施策を実施してまいります。</p>
7	個人4	<p>インターネットのフィルタリングについて、以下の理由で反対します。</p> <p>フィルタリングをする者は、時間に余裕のある者に限られるため、不可避免的に年代、性別、国籍（在日外国人）等の偏りが生ずる。公平な判定が出来るとはことは思えない。</p> <p>青少年がインターネットによって、害をもたらされたというデータ、数字がはっきりとしないまま（メディアによ</p>	<p>今回の意見募集の対象外ですが、法は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、国及び地方公共団体はインターネットにおける特性に配慮しつつ民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することを旨として施策を推進すべきこととしており、これに基づき施策を実施してまいります</p>

		る報道は信用できない)に進めるのは如何なものか。	ます。
8	個人5	ネットフィルタリング反対です。それだけでなくテレビマスコミはかたよった報道が多いので安易にインターネット規制するのは良くないと思います。	今回の意見募集の対象外ですが、法は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、国及び地方公共団体はインターネットにおける特性に配慮しつつ民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することを旨として施策を推進すべきこととしており、これに基づき施策を実施してまいります。
9	個人6	<p>青少年が「アダルトサイト」や「出会い系サイト」などのいわゆる「有害サイト」閲覧すること健全な育成上好ましく、特定の人物の誹謗中傷を防止することも必要であることは事実である。ただし、これらの措置は以下の重大な問題が伴うため、極めて慎重な取り扱いが必要不可欠と考えられる。</p> <p>1)「有害サイト」の定義は極めてあいまいであり、判断者の主観・立場に大きく依存する。</p> <p>2)「正当な批判・クレーム」まで「悪意を持った誹謗中傷」と判断される恐れがある。</p> <p>3)特定の意図を有する者がフィルタリング業務を行ったり、または特定の意図を有する者の付託・意向を受けた者が当該業務の場合、特定の意図を有する者にと</p>	<p>フィルタリング推進機関の業務とは、法第24条第1項の規定の通り、①青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと、②青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進をおこなうこと、であり、フィルタリングの基準を策定することは含まれておりません。</p> <p>また、有害な情報については、どのような情報を有害と受け止めるかは各個人の価値観等により異なることから、民間の自主的な判断に委ねられるべきものと考えております。</p>

		<p>って「不都合」な事実が隠蔽・改竄される恐れがある。</p> <p>4) フィルタリング業務を行う者が他者の不当な圧力を受け、公正な判断が不可能になる恐れもある。</p> <p>上記のように、フィルタリングシステムの悪用によって、表現・報道の自由、知る権利、良心の自由などが侵害される危険性が極めて高く、事実上の検閲を容認することにも繋がりがねない。</p> <p>昨今のマスコミにおける偏向報道や事実隠蔽・歪曲の多発により、国民は知る権利を大きく侵害されており、真実の情報を得る手段としてインターネットは極めて重大な位置を占めているのが実情である。インターネットでの不当な情報操作・検閲が横行するような事態を招かぬよう、省令では有害サイトの定義を明確にすること、フィルタリング推進業務を行うものの登録に際しては、業務を行う者が特定の利益を代表することなく、厳格に中立性が保たれているか選定基準条項を厳格に定めるとともに、業務遂行が認可された後も定期的に不当検閲を行っていないか審査を継続することが必要。また、万一不当検閲があった場合、それを通報可能な第三機関ならびに罰則を定めるべきである。</p> <p>上記の問題点をすべてクリアにするとともに、表現・報道の自由、知る権利、良心の自由などが厳格に守られない恐れがあれば、本省令案は抜本的に見直す必要があると考える。</p>	
--	--	--	--

10	個人7	<p>●フィルタリング推進業務に、断固反対します。</p> <p>フィルタリング導入の方が、よっぽど危険極まりないです。</p> <p>過保護なビニールハウス温室教育でアップPPERにす るより、それぞれが情報おののを判断できるリテラシー 力を身に付けさせるべき。むしろ子ども達から知る権利や 情報を奪い取ること自体、人権侵害。</p>	<p>今回の意見募集の対象外ですが、法は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、国及び地方公共団体はインターネットにおける特性に配慮しつつ民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することを旨として施策を推進すべきこととしており、これに基づき施策を実施してまいります。</p>
11	個人8	<p>インターネット上の情報を有害か否か判断し、遮断するフィルタリング業務は社会的に有用である反面、国民の知る権利を侵害する可能性もあります。それ故にその業務を行う事業者にはあらゆる宗教、思想から中立であることが求められると思います。そのため登録の申請の際に、その事業者が過去に宗教法人や政治団体と提携していたかどうか、あるいは事業者がそういった団体からの出身者であるかどうか等を審査し、それに該当する場合は登録の申請を却下するといった規定が必要だと思います。</p>	<p>フィルタリング推進機関の業務とは、法第24条第1項の規定の通り、①青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと、②青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進をおこなうこと、であり、フィルタリングの基準を策定することは含まれておりません。</p> <p>また、法は青少年に青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを利用させるかについて、最終的には保護者の判断に委ねており、フィルタリングを利用しないという選択も可能であることから、知る権利の侵害には当たらないと考えております。</p>